

議案第 76 号

つくば市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

つくば市老人福祉センター条例（平成元年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人の」を「高齢者の」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（事業）

第 3 条 つくば市高齢者支援センターさくら、つくば市高齢者支援センターやたべ及びつくば市高齢者支援センターくきざきは、次に掲げる事業を行う。

- （1）生活の相談、援助及び指導
- （2）健康の相談、援助及び指導
- （3）生業及び就労の指導
- （4）機能回復訓練の実施
- （5）教養講座の実施
- （6）シルバークラブの活動に対する援助

(7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の福祉の増進に必要な事業

2 つくば市高齢者支援センターとよさとは、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活の相談、援助及び指導

(2) 健康の相談、援助及び指導

(3) 教養講座の実施

(4) シルバークラブの活動に対する援助

(5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の福祉の増進に必要な事業

第3条の次に次の1条を加える。

(休所日及び開所時間)

第3条の2 老人福祉センターの休所日及び開所時間は、次の表のとおりとする。

ただし、市長は、公益上又は老人福祉センターの管理上必要があると認めるときは、老人福祉センターの全部又は一部を休所日に開所し、又は休所日以外の日を開所しないことができる。

区分	休所日	開所時間
つくば市高齢者支援センターさくら、つくば市高齢者支援センターやたべ及びつくば市高齢者支援センターくきざき	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前8時30分から午後7時まで
つくば市高齢者支援センターとよさと	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで

第4条の見出し中「者」を「もの」に改め、同条第2項中「者に」を「ものに」

に改める。

第5条第1項中「者」を「もの」に改める。

第6条中「一」を「いずれか」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第9条中「市が主催する行事のために使用する場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 主として次に掲げる者（以下「障害者」という。）又は60歳以上の者を構成員とする団体が使用するとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。

ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

イ 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンターに登録されている団体

別表第1つくば市桜老人福祉センターの項中「つくば市桜老人福祉センター」を「つくば市高齢者支援センターさくら」に改め、同表つくば市谷田部老人福祉センターの項中「つくば市谷田部老人福祉センター」を「つくば市高齢者支援センターやたべ」に改め、同表つくば市荃崎老人福祉センターの項中「つくば市荃崎老人福祉

センター」を「つくば市高齢者支援センターくきざき」に改め、同表に次のように加える。

つくば市高齢者支援センターとよさと	つくば市遠東639番地 1
-------------------	---------------

別表第2つくば市内に居住する者の項及びつくば市外に居住する者の項中「老人、心身障害者及び」を「者、障害者及びそれらの介助者並びに」に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のつくば市老人福祉センター条例の規定によるつくば市高齢者支援センターさくら及びつくば市高齢者支援センターやたべに係る使用料の免除並びにつくば市高齢者支援センターくきざき及びつくば市高齢者支援センターとよさとに係る使用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

老人福祉センターとよさとについて、つくば市社会福祉協議会から市に寄附されること並びに老人福祉センターの名称、業務及び運営内容等について、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市老人福祉センター条例（平成元年つくば市条例第28号）新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。</u> 第2条 （略） (事業) 第3条 <u>つくば市高齢者支援センターさくら、つくば市高齢者支援センターやたべ及びつくば市高齢者支援センターくさざきは、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>生活の相談、援助及び指導</u> (2) <u>健康の相談、援助及び指導</u> (3) <u>生業及び就労の指導</u> (4) <u>機能回復訓練の実施</u> (5) <u>教養講座の実施</u> (6) <u>シルバークラブの活動に対する援助</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、高齢者の福祉の増進に必要な事業</u> 2 <u>つくば市高齢者支援センターとよさとは、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>生活の相談、援助及び指導</u> (2) <u>健康の相談、援助及び指導</u> (3) <u>教養講座の実施</u> (4) <u>シルバークラブの活動に対する援助</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、高齢者の福祉の増進に必要な事業</u>	(設置) 第1条 <u>老人の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。</u> 第2条 （略） (事業) 第3条 <u>老人福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>生活、健康等の相談</u> (2) <u>健康増進に関する指導</u> (3) <u>生業及び就労の指導</u> (4) <u>機能回復訓練の実施</u> (5) <u>教養講座の実施</u> (6) <u>老人クラブの活動に対する援助</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、老人の福祉の増進に必要な事業</u>

(休所日及び開所時間)

第3条の2 老人福祉センターの休所日及び開所時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、公益上又は老人福祉センターの管理上必要があると認めるときは、老人福祉センターの全部又は一部を休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

区分	休所日	開所時間
つくば市高齢者支援センターさくら、つくば市高齢者支援センターやたべ及びつくば市高齢者支援センターくさざき	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前8時30分から午後7時まで
つくば市高齢者支援センターとよさと	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで

(使用できるもの)

第4条 (略)

2 市長は、老人福祉センターの管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する者以外のものに老人福祉センターを使用させることができる。

(使用の許可)

第5条 老人福祉センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用の許可の制限)

(使用できる者)

第4条 (略)

2 市長は、老人福祉センターの管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する者以外の者に老人福祉センターを使用させることができる。

(使用の許可)

第5条 老人福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用の許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1)―(4) (略)

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)・(3) (略)

第8条 (略)

(使用料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 主として次に掲げる者（以下「障害者」という。）又は60歳以上の者を構成員とする団体が使用するとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1)―(4) (略)

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)・(3) (略)

第8条 (略)

(使用料の免除)

第9条 市長は、市が主催する行事のために使用する場合は、使用料を免除することができる。

ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

イ 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンターに登録されている団体

第10条—第12条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
<u>つくば市高齢者支援センターさくら</u>	つくば市栗原2470番地
<u>つくば市高齢者支援センターやたべ</u>	つくば市台町一丁目2番地2
<u>つくば市高齢者支援センターくさざき</u>	つくば市下岩崎2068番地
<u>つくば市高齢者支援センターとよさと</u>	つくば市遠東639番地1

別表第2 (第8条関係)

区分		使用料
つくば市内に 居住する者	60歳以上の <u>者、障害者及びそれらの介助者並びに</u> 小学生以下の児童	無料
	上記以外の者	210円
つくば市外に 居住する者	60歳以上の <u>者、障害者及びそれらの介助者並びに</u> 小学生以下の児童	210円
	上記以外の者	510円

第10条—第12条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
<u>つくば市桜老人福祉センター</u>	つくば市栗原2470番地
<u>つくば市谷田部老人福祉センター</u>	つくば市台町一丁目2番地2
<u>つくば市荃崎老人福祉センター</u>	つくば市下岩崎2068番地

別表第2 (第8条関係)

区分		使用料
つくば市内に 居住する者	60歳以上の <u>老人、心身障害者及び</u> 小学生以下の児童	無料
	上記以外の者	210円
つくば市外に 居住する者	60歳以上の <u>老人、心身障害者及び</u> 小学生以下の児童	210円
	上記以外の者	510円

備考

- 1 「心身障害者」とは、障害者手帳又は療育手帳保持者をいう。
- 2 浴衣の貸出しを希望する者については、貸出料として100円を徴する。

議案第 76 号

つくば市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市福祉部高齢福祉課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市社会福祉協議会から「老人福祉センターとよさと」について寄附の申し出があり、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から、市の施設として管理運営を行う予定である。また、老人福祉センターの名称や業務及び運営内容等についても所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

市内に 4 か所ある老人福祉センター全てが市の運営になるため、統一した業務及び運営を実施することができ、もって高齢者の福祉の増進に資する。